

大垣市通学路ブロック塀等撤去補助制度のご案内

地震時のブロック塀等の転倒による児童等への被害を防止するため、小学校又は中学校の通学路に面するブロック塀等を撤去する費用の一部を市が補助します。

◆対象となるブロック塀等

次のすべてに当てはまるブロック塀、石積塀、レンガ積塀など

1. 大垣市内にあるもの
2. 小学校又は中学校の通学路に面しているもの
3. 通学路の路面から高さ 1.0m以上のもの

◆対象となる工事

次のすべてに当てはまる工事

1. ブロック塀等を撤去する工事
2. 令和8年1月末日までに完了する工事
3. 他の補助制度を利用していない工事

◆申請できる方

ブロック塀等の所有者又は管理者（法人も可）

◆補助金の額

次の金額のうち、いずれか少ない方の金額。ただし、20万円が上限です。

- ・撤去工事見積金額（税抜）の1/2の金額
- ・ブロック塀等の撤去延長(m)×1万円の金額



◆手続き方法は裏面をご覧ください。

◆申請期間：令和7年5月15日（木）～12月26日（金） ※予算に達し次第終了

※お問い合わせ先

大垣市役所都市計画部建築指導課建築指導グループ（市役所5階）

電話（代表）81-4111（内線）2683・2684（直通）47-8436

！ 必ず、撤去工事着手前にご相談ください。！

ブロック塀等撤去補助制度の手続き方法

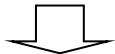
- ① 申請者が「事前相談書」を建築指導課窓口に提出します。



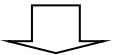
- ② 建築指導課職員の現地確認を行います。（補助対象の可否を判断いたします。）



- ③ 申請者が「補助金交付申請書」を建築指導課窓口に提出します。

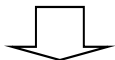


- ④ 市が申請書類を審査後、「補助金交付決定通知書」を交付します。



- ⑤ 申請者と請負業者が撤去工事契約を締結します。

※ご契約は、必ず④の交付決定通知書の交付の後に締結してください。

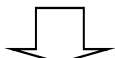


- ⑥ 請負業者が撤去工事を行います。

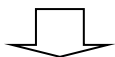
※解体工事は、必ず契約後に着工してください。



- ⑦ 撤去工事の完了後、申請者が「実績報告書」を建築指導課窓口へ提出します。



- ⑧ 市が報告書類を審査後、「補助金確定通知書」を交付します。



- ⑨ 申請者が「補助金交付請求書」を建築指導課窓口へ提出します。



- ⑩ 補助金が申請者に支払われます。

（これでブロック塀等撤去補助は終了です。）